筆界の特定の申請に必要な手数料はどのくらいですか?

(情報番号1404 全1頁)

筆界特定の申請手数料は,次のように算出されます。

まず、筆界特定の対象土地(申請人が所有する土地及びその土地と特定を求める筆界で隣接している他の土地を指します。)の価額(市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格)の合計額の2分の1を算出します。したがって、例えば、対象土地である2筆の土地の課税台帳に登録された固定資産評価額がそれぞれ2500万円と1500万円である土地については、その合計額の2分の1は、2000万円ということになります。

次に , の額に , 筆界特定によって得るべき利益の割合として法務省令で定めるもの (100分の5 (5パーセント)) を乗じた額を算出します。 の2000万円に100分の5を乗じた100万円ということになります。

によって得られた額を次の表に当てはめて手数料を算出します。 1 0 0 万円 の場合ですと,手数料は 8 0 0 0 円ということになります。

対象土地の合計額の2分の1に5%を乗じた額		単価
100万円までの部分	10万までごと	800円
100万円を超え500万円までの部分	20万円までごと	800円
500万円を超え1000万円までの部分	5 0 万円までごと	1600円
1000万円を超え10億円までの部分	100万円までごと	2400円
10億円を超え50億円までの部分	5 0 0 万円までごと	8000円
50億円を超える部分	1000万円までごと	8000円

この筆界特定の申請手数料は、収入印紙で納付する必要があります。